

令和5年 第12回浅口市農業委員会議事録

令和5年11月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

説明のため出席した者の氏名

産業建設部産業振興課 課長補佐 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 農用地利用集積計画について

議案第43号 浅口農業振興地域整備計画の変更について

日程第4 報告事項

報告第18号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第19号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年12月15日（金））

開会（午後1時30分）

議 長

それでは、会議を始めたいと思いますので、よろしくお願いします。

私はこの前、高梁川水系の水がなくなる、なくなる言うんで、まさかそんなことないだろうと思っておりましたら、この前ちょっと県北へ行く用事があってあっちへ行きましたら、鬼ヶ岳のダムなんかもう全然水がなかったですね。それで、上のほうのダムも、かなり半分ぐらいの水となっておりまして、行く途中に皆掲示板で節水、節水という看板がずうっと川のところの道端へ全部こう乗っていましたね。ほじゃけ、浅口だけじゃないんだなと思うてこう走ったんですけど。

それから、もう一つは国会で質問がありょうたんですけど、家族で農業をしておる65歳以上の年齢の人が、家族だけで農業をしょうる、これが約60%もう農業をやめていると、全国です。そうしてみると、うちの近くはもう来たなというふうな、もうほとんど65歳以上ですから、もう荒れるんだろうなあというふうな、これからそういう小規模農業も国も考えていかにやいけんのんじゃないのかなという、荒廃した土地がいっぱい増えるんじゃないかなという気がしたんですけど。

それでは、これより令和5年第12回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は13名の参加であります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において5番古川委員、6番佐藤委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員

異議なし声

議 長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程3、議事に移ります。

ここで事務局が発言を求めておりますので、これを許可します。

事務局

失礼します。恐れ入りますけれども、議案書の訂正をお願いしたいと思います。

議案書の3ページになりますけれども、議案第40号の2つ目にあります711号なんですけど、申請人の住所で表記が漏れておりまして、「○○○○」となっておりますけれども、これは「○○○○」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それから、一番最後のページになるんですが、報告第19号形状変更についてのところで、変更の理由についてでございますけれども、「田から畑」に変更となっておりますけれども、これは「畑に盛土」というふうに訂正をお願いしたいと、一番最後のページになります、の形状変更のところで、「田から畑」に変更を、「畑に盛土」というふうに訂正をお願いいたします。申し訳ございません。

それから、お手元のほうに地図を置いておりますけれども、これについてなんですけど、別冊の議案第43号農業振興地域整備計画の変更についての補助資料となりますので、また後ほど出てきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 議案第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 697番について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議長 議案第39号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年11月15日提出。

委員 番号697、寄島町、畑、118平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。なお、この農地でございますけれども、以前に他の方との許可申請があり、8月の委員会で許可としておりましたが、その後取りやめの手続がなされております。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委員 12番梶原です。

議長 場所は地図の1ページ、2ページになりますが、寄島線をずっと下って行って白神医院がある、その白神医院から細い道を、路地を上がったところ、30メートルぐらい上がったところですね。以前、別の方に許可、買うてほしいということで、譲渡し人のほうが〇〇〇〇にお住まいで、誰か譲る人を探していたところ、こちらの譲受人の方が、〇〇〇〇方なんですけれども、お隣がご自宅があって、現在も面倒をみていらっしゃるようなので、問題はないかと思えます。どうぞご審議よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議長 それでは、697番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、701番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。番号701、金光町佐方、畑、251平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

議長 地図のほうは3ページ、4ページになります。

委員 場所は、ちょうど佐方の大光院の前、そのちょうど前、東の山沿いにあります田んぼです。こちらのほうを譲受人の方が、これのちょうど道路沿いの〇〇〇〇っていう番地のところの、これが宅地で、中古の家なんですけど、そちらのほうを購入され

て、同時に〇〇〇〇の畑を一緒に買われるという形になっています。近所で、附属の畑というわけではないんですけど、そういった形で購入されるということで、特に問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　　　　　それでは、701番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
　　　　　　続きまして、707番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号707、金光町須恵、畑、240平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、3番、同じく友田委員、補足説明をお願ひします。

委 員 　　地図のほうは5ページ、6ページになります。

　　ちょうど吉備小学校から南に行った、5ページに出ている図面はバイパスになるんですけど、その北側の土地になります。ここの方は、実際にもうずっと譲受人のほうで耕作をしまして、これも基本的にはもうずっと長年やってくれとるし、もう贈与という形で譲り渡すということになっております。特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　　　　　それでは、707番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
　　　　　　続きまして、708番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号708、鴨方町小坂東、田、395平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、8番虫明委員、補足説明をお願ひします。

委 員 　　8番の虫明です。

　　地図のほうは7ページ、8ページです。

　　場所は、県道笠岡・地頭上線沿いに、本庄との境近くに宇月原池というのがありますが、そこから南西のほうへ約200メートルの道路沿いに位置をしております。

現状はミカンと栗の木がこの土地の端のほうに植えてありますけれども、ほかは草を刈りながら管理しているというのが現状で、譲受人のちょうど隣に位置をしておくことから、今回話がまとまったとのこと。今後、譲受人のほうは野菜でも植えようかなという意向のようです。問題ないと思います。ご審議のほうよろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　　それでは、708番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　　続きまして、709番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号709、金光町占見新田、畑、165平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 　　次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　1番大橋です。

　　　　　　地図は9ページから10ページです。

　　　　　　場所は金光学園から約200メートルほど北に、県道沿いに今は野菜を作った畑になっております。労力不足のようなので、別に問題はないと思います。よろしく審議のほどを。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　　それでは、709番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　　続きまして、712番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号712、鴨方町六条院西、畑、336平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 　　次に、私から補足説明を行います。

　　　　　　位置図は11ページ、12ページであります。

　　　　　　場所は、旧日本ヒューム管、今はソーラー発電の場所になつとんですが、その地

方道矢掛・寄島線のすぐ横に、東にあります。譲受人は、譲り受ける土地のすぐ横の〇〇〇〇をやっておりまして、そこに畑をしましてレモンを植えたいということがあります。問題はないと思われませんが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

ただいま説明しました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、712番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第40号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

698番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。

議案第40号農地法第4条の規定による許可申請について。令和5年11月15日提出。

番号698、金光町須恵、畑、545。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は他の土地と合わせまして〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。よろしく願いいたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。

位置図のほうは、13ページ、14ページになります。

これは、ちょうど場所は吉備小学校から南側に花の池という池があるんですけど、そのちょうど東側100メートルぐらいのところにあります。行ってみたところ、もう太陽光ができておりまして、立派にもう三、四年になるということでしたけど、お父さんが亡くなって、多分〇〇〇〇が宅地やったと思うんですけど、亡くなって二、三年して宅地を取り壊したときに全部太陽光にした。それまでは〇〇〇〇のほうは畑はお父さんが管理されとったというふうに聞いてますけど、その後ずっと管理もしてなくて、ぼさぼさで、実際には農地の転用が遅れてしまいましたということで聞いております。

場所的には、〇〇〇〇のほうも結構荒れているような形のところ、草がその辺も含めてありますし、特に問題はないんじゃないかなというふうに思います。遅れたことは申し訳ございませんということで、ご本人さんおっしゃっておいりました。

以上です。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。
 それでは、698番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
 続きまして、711番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号711、寄島町、田、3、655平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は雑種地です。また、許可を適当と認められた場合は、本件は3,000平米を超える案件であるため、農地法の規定により、次回の岡山県農業会議常設審議委員会へ許可適当の意見を付して諮問いたします。同委員会で確認等を経て、許可が適当と認められた場合には許可書を交付いたします。許可日については市による開発行為の許可日と同日となります。よろしく願いいたします。

議 長 次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 12番の梶原です。
 この申請人の方は〇〇〇〇にお住まいで、ほぼこちらには帰ってこないということで、行政書士の先生に委任されているということで確認をさせていただきました。その現在の土地の周りに田んぼとか畑とかがあるんですけども、その一面を全て太陽光パネルにされるということで、地図のほうは15ページ、16ページで、寄島の新開と呼ばれる平地の西の地区になります。そちらのほうで、行政書士の先生から、土木委員なり近隣の住民なり、それから町内会長さんとかと審議はされているみたいで、そちらの周りの方の許可があつてからの申請ということでお聞きしております。問題はないとは思いますが、補足的に説明が必要であれば、大島委員からお願いします。

議 長 どうぞ。

委 員 推進委員の大島でございます。先ほどの案件について補足説明いたします。
 大型案件なので、念のため推進委員の立場でも、地権者の方及び施工を行う業者並びに営業の窓口、コンサルティング会社の担当者にもヒアリングのほうをさせていただきました。
 コンサルティングをする会社によると、〇〇〇〇に稼働を開始したいということで進めているそうです。聞いたところによると、稼働の終了の日程も一応決まっているようで、〇〇〇〇の〇〇〇〇まで稼働、翌月の〇〇〇〇に撤去をする予定で進めているそうです。
 工事の内容も確認しまして、盛土等のかさ上げ工事はせずに工事を行う。それから、パワーコンディショナーと呼ばれる太陽光の直流電源を交流に変換する装置、これってインバーターの音がするんで、この音の対策等もちゃんと行って、なるべく民家から遠い場所に設置をするということも計画しているそうです。

近隣の方数名にも話を聞きまして、説明も一応されているということで、特にトラブル等は起きないようにされているということは確認いたしました。併せて補足させていただきます。

議長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
それでは、711番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第41号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。
704番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は4ページになりますので、お開きください。

議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年11月15日提出。

番号704-1、鴨方町鴨方、田、787平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、鴨方町鴨方、田、417平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく3、鴨方町鴨方、田、422。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と道路です。よろしくお願いたします。

議長 　　次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 　　6番佐藤です。

この1番と2番の譲渡し人はどちらも県外在住です。数年前から財産処分をされとるようで、今回もその一環で問題ないかと思われます。すいません、地図は17、18ページで、鴨方の平喜酒造のすぐ西隣になります。先ほど、今説明しましたように、この1番、2番の方は県外在住で、土地処分をされとるようです。それで、3番の方はすぐその隣にある田んぼを今耕作されていますが、何しろその地図で見ていただいたら、②のところに細い道路があるんですが、軽四がやっと通れるというぐらいの細い道で、耕作するにも非常に便利が悪いということで、隣が売るんならもう一緒に処分したいというようなことから話がまとまったようです。問題なかろうかと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。
それでは、704番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、710番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号710-1、金光町占見新田、田、301平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。同じく2、金光町占見新田、田、246平米。同じく3、金光町占見新田、畑、24平米。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種で、用途地域内になります。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地と道路です。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。地図は19、20ページになります。

対象の土地は、今はもう耕作していなくて草が生えとるような状況なんですけど、そこへ建て売りを建てるということです。前面の道路が、見に行ったんですが、ちょっと狭いかなというふうな気がしたんで確認したら、前面に小川があるんですが、そこへ蓋をして道を広げて、きちっと要するに造成に対応するような手続をしているというふうなことを聞いています。特に問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、710番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 議案第42号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになります。

議案第42号農用地利用集積計画につきまして。令和5年11月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号25番から27番の3件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は3名、農地は7筆です。更新が5筆、新規が2筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が5筆、10年以上が2筆の以上となります。

次に、6ページへ移ります。

1の(1)地目別設定面積につきまして、田、2,507平方メートル、畑、2,873平方メートル、計5,380平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長	<p>ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。</p>
委 員	なし声
議 長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、この件についてご異議ありませんか。</p>
委 員	異議なし声
議 長	<p>異議なしと認め、承認することに決定をいたします。 議案第43号浅口農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>失礼します。議案書は別冊になりますので、お手元をお願いいたします。 議案第43号浅口農業振興地域整備計画の変更について。令和5年11月15日提出。 農振計画の変更に際しまして、農振法施行規則の規定によって、浅口市長から農業委員会に意見を求められていることからお諮りするものでございます。 今日を担当の産業振興課のほうに出ていますので、変更内容についてご説明をさせていただきます。</p>
説明者	<p>失礼いたします。産業振興課古城と申します。 議案書をご覧ください。 まず、現在の農用地等利用計画総面積は464.9ヘクタール。転用計画等に伴い農振除外の申請があったもの9件、計1.5ヘクタール、編入面積はゼロ。変更後の総面積は、463.4ヘクタールです。 1枚めくってください。ここは一覧を掲載しております。 次のページは、全体の位置図になります。 1枚めくってください。個別の説明をいたします。 番号1、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。除外の面積が、畑、112平方メートル、田、470平方メートルのうち348平方メートル、合計460平方メートル。場所は、鴨方西小学校の南約400メートル、主要地方道倉敷・笠岡線沿いに位置します。申請者は、〇〇〇〇、このたび当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は自己用住宅です。〇〇〇〇になります。 1枚めくっていただいて、番号2、土地の所在地は全て鴨方町深田になります。除外面積は、田9筆、4,417平方メートルのうち、3,116平方メートル。場所は、深田にあります市リサイクルセンターの南側に位置します。〇〇〇〇、申請者の〇〇〇〇、このたび当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は建て売り住宅〇〇〇〇です。 1枚めくっていただいて、番号3、土地の所在地、鴨方町深田。除外面積、田、138平方メートル。場所は、深田にあります市リサイクルセンターの隣接地であります。申請者は、〇〇〇〇、このたび当該農地の除外を申請したものです。 めくっていただいて、番号4、土地の所在地は全て鴨方町六条院中になります。除</p>

外面積、田19筆、合計9,666平方メートル。場所は、国道2号と県道東安倉・鴨方線の交差点から南へ約300メートルに位置します。申請者は、〇〇〇〇、当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は工場の建設です。〇〇〇〇です。お手元のほうに対象範囲の地図を置いておりますので、参考にしてください。

めくっていただいて、番号5、土地の所在地は全て鴨方町六条院東になります。除外面積、田2筆、合計1,462平方メートル。場所は、JA晴れの国岡山四条原支店跡地から北へ約500メートル、県道東安倉・鴨方線と県道金光・南浦線の交差点から南へ約200メートルに位置します。申請者は、〇〇〇〇当該農地の農振除外を申請したものです。転用目的は、資材置場、露天駐車場です。

めくっていただいて、番号6、土地の所在地、鴨方町本庄。除外面積は、畑510平方メートルのうち32.74平方メートル。場所は、本庄の大歳天神宮から北へ約300メートル、新池下池の南約200メートルに位置します。申請者は、〇〇〇〇、このたび当該農地の農振除外を申請したものです。

めくっていただいて、次の3件は転用となるものではなく、農業振興地域制度に関するガイドライン第16の1(1)に伴い除外するものです。

番号8、土地の所在地、鴨方町六条院西。除外面積、田、0.61平方メートル。

番号9、土地の所在地、金光町地頭下。除外面積、田、112平方メートル。

番号10、土地の所在地、寄島町。除外面積、畑、148平方メートル。

この土地は、以前より非農地であり、周辺の営農にも支障がないため、このたび農振地から除外するものです。

なお、11月13日、備中県民局、農業委員会事務局、産業振興課で各案件の現地を確認し、いずれの案件も全て農振除外の要件を満たしていると考えられるため、農振除外はやむを得ないと判断し、県との連絡調整を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

安田委員、どうぞ。

委員 3番の安田です。

〇〇〇〇の農振除外の関係なんですけれど、所有者が〇〇〇〇さんという方になっておられると思うんですが、この土地はもう5条申請の中で〇〇〇〇というところと、去年の農業委員会の中で契約が成立して、名義が替わるとような気がするんじゃないけどな。以前の持ち主は〇〇〇〇さんで、今は道路の拡幅ということで、そこを〇〇〇〇のほうで、5条申請の中で売買契約が済んだと私は理解しとんじゃないけど。これは何月何日付の所有者の件で農振除外に入るのか。

説明者 今おっしゃられた名義が〇〇〇〇のあれで。農振除外につきましては、地番の管理ということで、この〇〇〇〇が非農地判定をされているということで、今回その地番を落とすということです。

委員 いや、落とすのはええんじゃないけど、この地番自体が非農地化しているのは旧金光町

時分よ。これは基本的に主要県道の売買後の残地として残つとる部分で来とって、そこにはもう非農地化して、今はもうなくなりましたけど、プレハブがもう何十年来建っていたと。それがここで農振除外だって言うけど、それはどういう経緯の中でこれがこの11月の農業委員会の中で農振除外が出てくるのか。

説明者 この地番については、今現在の計画において農振地の地番として残っているということが分かりました。それで、今農業委員会で令和4年に非農地判定をしているということがありまして、今回この一般除外の件と併せてこの地番を農振地から除外するというので、今日議案として出させていただきます。

委員 要は、遡って出すということ。

説明者 一応、同意を得るのはこれから県との協議がありますので、日付については来年2月、3月で同意を得るということになります。

委員 だから、所有者が替わってつても、旧の所有者でやるということ。

説明者 すいません。今、所有者が変更になっているということですので、改めて。

委員 現在の所有者で落とすんか、過去の所有者で落とすんかというて。それで、土地としてはもう基本的に非農地化なんよ、それは。要は、名義の話であって、それが誰で落とすかというのが、現在の人で落とすのが本来あるべき姿じゃないかなというのが私の考え。

議長 安田委員、ちょっといいですか。この〇〇〇〇さんというのは前の人なんですか。

委員 前の人です。

議長 分かりました。現在は何という名前。

委員 今は、〇〇〇〇という、私が物議を醸した、俗に言う〇〇〇〇の中の会社が、その県道側道がここの〇〇〇〇さんの部分が非常に狭かったということを〇〇〇〇さんに買ってもらって、県道側道を広げてもらって、通行の安全を確保するというのでしてもらったと。

議長 道が広がったということですね。

委員 そういうことです。そういう中で、もうこれは去年の農業委員会の5条申請の中で審議していただいて成立している懸案の土地なんです。

議長 どうぞ。

事務局 一点、手元に資料がないので、正確なことが言えないんですけど、たしか記憶では手前まで、ずっとあの道べりを〇〇〇〇さんが買収されたと思うんです。その手前まで農転にかけたんじゃないかなと思うんです。あそこ自体はもう既に従前から倉庫が建った状態で、その時点で多分非農地の判定をしていて、農転の申請から多分含めてなかったと思います。

委員 もうそれは旧金光町時分から建っていた。

事務局 なので、転用とともに〇〇〇〇さんというようなことにはなっていない、それとはまた別で多分契約されとったんじゃないかなと思います。非農地になっていたんで、もう農地転用の手続は必要ないだろうという判断で、その手前までのあの沿線の部分を転用を出していただいたような。記憶なんで、正確ではないんですけど、たしかそ

うだったと思います。

議長 それじゃ、振興課と農業委員会でその辺をまとめていただいて、次の会議にはっきりした答えを出していただけますか。

事務局 はい。

事務局 すいません。今、安田委員が言われている案件と、ほかの2つについても、非農地判定した分ということで、農業委員会に転用許可とかは出ていない分になります。その当時の非農地判断の情報に基づいて、産業振興課のほうで農振地域内農用地区域としての認定が残っている案件ということで、今回除外対象として上げさせてもらっていると思います。ですから、情動的には古い所有者さんの、当時の非農地判断のときの所有者で上がっていると思いますので、その点をまた改めて、それで申請除外対象とするのがいいのかどうかを産業振興課のほうで確認してもらおうということにします。

事務局 確認なんですけれども、除外することについては支障がないということよろしいですか。

委員 事務手続上のことであって。

事務局 事務手続の確認してくださいということ。

委員 そういうことです。

事務局 分かりました。

議長 それじゃあ、以上、振興課と農業委員会でその辺をまとめて、次回の会議のときにはっきりした答えを出すことでお願いします。

ただいま説明がありました。

そのほかに質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 異議なしと認めますが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし声

議長 承認決定することにいたします。

それじゃあ、産業振興課の方は退室をお願いいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第18号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、また議案書に戻っていただきまして、7ページになりますので、お聞きください。

報告第18号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和5年11月15日提出。

番号699、金光町上竹、田、608平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和5年10月3日、引渡し年月日は令和5年12月31日で

す。

番号703、金光町占見新田、畑、246平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年10月12日です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第19号形状変更届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は8ページになりますので、お開きください。
報告第19号形状変更届について。

番号695、鴨方町深田、畑、296平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、畑に盛土で、〇〇〇〇です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。
日程第5その他に移ります。
事務局から報告がありましたらお願いします。

事務局 ①視察研修について
②令和5年度の市町村農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会について
③農業委員会の行事について
④次回の農業委員会について

委員 ①研修会の日程について

議長 それでは、会議のほうは一応ここで閉めさせていただきます。

閉会（午後2時33分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年11月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩